

〈研究ノート〉

地方自治体で子どものニーズがぶつかるとき、 子どもの最善の利益をどうとらえるか —エコロジカル・ネットワークの提唱—

When the child's needs conflict in the local government,
whether or not get the best interests of the child.
—Advocate of ecological net works—

斎藤 富由起¹

要旨

待機児童問題により、保育所の増設が始められている。これらは進められなければならないが、緊急性を訴えるあまり「人数・条件・期限」を性急に決定し、住民との合意形成を曖昧にしたまま議会を通す「緊急事態」というレトリック手法をとる自治体が登場している。しかし、緊急性のレトリックには地域住民との対話を失い、生権力性が露呈する効果も存在する。特に公園の保育所転用問題はマスコミからも誤解を受けやすく、地域住民と子どもたちを心理的に傷つけるケースがある。緊急事態レトリックのもとで公園を更地にし、保育所を性急につくるとき、子どもたちの前で生じる事実を報告するとともに、遊ぶ権利と保育を受ける権利の相克が生まれる事態の考察概念としてエコロジカル・ネットワークとソーシャルフローを提案する。

キーワード：エコロジカル・ネットワーク、公園、待機児童、子どもの最善の利益、緊急事態レトリック
ecological network, The park, Children can not enter the nursery, Best interests of the child,
Emergency rhetoric

1. 公園が保育所になるということ

1-1. 公園はどのような場所だったのか

待機児童の問題が注目されている。待機児童の解消は急務であり、保育所の増設に異論はない。しかし、待機児童の問題で保育所増設に反対することのできない空気が2018年現在、蔓延している。平成25年4月に安部内閣により提唱された「待機児童解消加速プラン」などの追い風もあり、多くの自治体が緊急に待機児童解消に取り組んでいる。この背景には、遅々として進まなかった待機児童問題が限界を迎えたことと、2016年2月のインターネットの書き込みから注目された、待機児童を持つ保護者の切実な訴えがあった。

待機児童の解消や保育所の増設には原則的に何の異論もない。しかし、いかなる政策もその内容を検討することなく実施するわけにはいかない。全体としての政策目的は妥当でも、個別には合理

性を欠いた用地選択やアセスメントの不足、アセスメントによる問題の発覚、近隣住民への著しい説明不足があれば、その政策は止めなければならない。その時期の社会的ニーズを背景とした「翼賛会的なエートス」(吉永, 2014)を帯び、ある政策が問答無用で実施される時、政治による生権力的な様相を帯びる。

争点が多く残されたままの状態では、保育所増設に異議を唱えなければならないケースもある。しかし、現在の日本ではそのような声をあげることにすら難しい。

以下の写真を見てほしい。これはごく日常的な公園で遊ぶ子どもの姿である。立派な木々があり、ボール遊びができるコートがあり、隣には保育所があり、「子どもたちが集まるだろうな」と思える公園である。地域の防災の機能もあり、お祭りも行われる「地域コミュニティを形成する親しまれた公園」である。このような多義的機能を前提に

1 Fuyuki SAITO 千里金蘭大学 生活科学部 児童教育学科

受理日：2016年9月10日

公園は都市公園法により守られている。

ここで、通常は2年はかかるといわれる保育所を、待機児童の問題に鑑み、その緊急性から自治



写真1. 地域コミュニティの拠点としての公園

体が1年でつくるという現実を紹介する。

特区に指定されるわけでもなく、「緊急対応で保育所を作るため」、突然トップダウンの政策が発表され、話し合いの余地無く、地域コミュニティの核となる公園が奪われたとしよう。「保育所が大切か、公園が大切か」あるいは「高齢者对待機児童保護者」、「住民エゴか、否か」という議論はおき、子どもたちの目の前でどういう光景が繰り広げられるか、事実を見てみよう。「長年地域住民に親しまれ、地域コミュニティの拠点として活動してきた公園が、有無を言わず、突然なくなる」とはその公園を利用していた子どもたちにとって、どういう光景が眼前に広がり、どういう体験になるのだろうか。子どもの権利条約を重視する論者はこの事実から目をそむけてはならない。

1-2. 公園がなくなるとはどのような光景なのか - 「木だって生きていますよ! -

これは親しまれた公園が工事されるシーンである。子どもたちは親しんだ公園の木々がこのように伐採され、更地化されるのを眼前で見ていく。

午前0時に公園に入れなくなる。



翌日、住民たちが訪れ、子どもたちも集まる。



写真2. 突然の立ち入り禁止

隣の保育所の子どもたちがその風景を眺める。

ある期限を決められて、「絶対にそれに間に合わせるように工事をする」とは、「保育所の子どもたちが伐採の風景を見ていたとしても、工事を行う」ということを意味する。



写真3. 工事を見る子どもたち

ここから数日にわたり、工事が急ピッチで進められていく。以下は複数日にわたる工事現場の風景である。子どもたちの前で木々が倒されていく。子どもたちの眼前で繰り広げられる光景は以下のようなものである。



写真4. 子どもたちの目の前で切り倒される木々①

工事中、雨が降り始めた。公園で最も大きく、近隣住民から親しまれていた木の模様が浮かび上がった。



写真5. 子どもから愛されていた木々

公園で最も太い木は、なかなか切ることができなかった。蹴りが加わった。この木は、近隣住民が感謝の意をこめてお神酒をかけた木だった。



写真6. 蹴り倒される木

動画では隣の児童館からこの光景を見ていた子どもたちの声が入っている。



写真7. 更地となる公園

「木だって生きてるんだぞ!」「ここじゃなくてもいいじゃないか!」「木を切るな!」。

やがて轟音とともに木が崩れ落ちた。保育所の子どもたちの前で工事は進み、やがて公園は更地になった。



写真8. 更地となる公園

保育所を増設したい論者も、このような状況を望んだらどうか。「木だって生きてるんですよ」「話し合いたいのに、聞いてくれないじゃないか!」という子どもたちの叫びは、親が見せかけでそう言えといったものだろうか。この日は台風による大雨で、子どもたちに見せられないと、保護者は子どもの外出を止めていた。

いかなる言葉を重ねようと、この地域において公園に愛着をおぼえていた地球の子どもとおとなにとって、「公園を保育所にする」とは、愛した木々が蹴飛ばされ、解体され、そこに至る説明会などのプロセスで何度子ども自らが声をあげても聞いてもらえず、マスコミ報道やインターネットでは「子どもを使うな」と「親に言わされているんだろう」「子どもを住民エゴの道具に使うのはやめろ」という声が浴びせられた体験であった。

公園は更地になった。そして、一時的な代替地が与えられている。自治体の責任者は「子どもはどこでだって遊べるでしょ」「反対するのは住民エゴ」と回答した。そして公園の小学校には自治体からの手紙で「困っている子どもがいるから、譲りあって」という手紙が配布された。

2016年9月現在、もう子どもたちは声を上げない。ただ、子どもの声を反映するかのように、自治体が用意した代替地で遊ぶ子どもはいない（「子どもの輪をつなぐ井草人の会」による調査に基づく）。愛着対象の原則は「唯一無二」である。「決して遊ばない」というこの行動こそが今の子どもの声である。

1-3. 保育所増設と翼賛会的エートス

—子どもの利益の衝突—

保育所増設はしなければならない。そこに異論はない。しかし、保育所増設に異論を唱えると、それだけで翼賛会エートスのもと、「贅沢」で、「住民エゴ」のラベリングが起きる事態は危険である。待機児童が翼賛会的エートスを持つと、（どの地域にもある）生きた文脈としての「その地域の待機児童問題」という固有性が失われ、箱ものとしての早急な保育所建設事業の展開がおきる可能性がある。

少数かもしれないが、民主的手続きの中の道理として、公園存続派の声も聞くべきである。付言すると、政治には利権の問題を無視することはできない。都市開発や施設再編に名を借りた開発ディベロッパーによる建設利権や入所利権にはそうとうの注意が必要とされるが、待機児童解消の名目のもと、そのチェック機能がおろそかになることは許されない。また、保育所増設は保育の質の確保が前提だが、保育士の確保すらままならない状態で保育所だけを民間委託する方法は危険である。

政治的パフォーマンスや手続き妥当性、環境アセスメント、保育所が建設される地域の公平性、

さらには保育の質など、保育所増設には多くの論点が指摘できる。しかし、1年でつくるというトップダウン政策により地域は多くの保育所を得るが、それにより「円満な地域コミュニティの拠点と民主的手続きに不可欠の熟議」が失われ、地域住民間の対立が明確化する結果を生むことは避けるべきである。さらに保育の質に関する市民の不安については合意形成に向けた意見交換がなされるべきである。政治がある方向にかじを切り、社会的風潮が一つの結論しか許さなくなる時、社会に真のリスクが訪れる。

児童福祉法に従えば、認可保育所が足りなければ、当然保育所を増設しなければならない。しかし、都市公園法に従えば公園は、特別な事情がない限り、残さなければならない。子どもには当然保育を受ける権利がある。一方、その公園の利用率は実際に高く、地域コミュニティの拠点となる公園であった場合、公園は子どもの遊ぶ権利を保障する居場所である。保育所増設には育つ権利と働く権利があり、公園には遊ぶ権利とコミュニティ形成の拠点としての機能がある。

もちろん、保育所と公園の両立が望ましい。しかし、地方自治体が「時と条件と人数」を区切る形で政策を議会に緊急に通したら、どうなるだろうか。例えば5月の時点で、「来年4月までに認可保育所を増設し、保育定員2000人増加させ、待機児童数をゼロにする」という形で政策を実行し、「他に土地はなく、4月までに間に合わせるためには公園を犠牲にせざるを得ない」と判断したら、住民は「保育所か、公園か」の妥協なき二者択一がほとんど議論されないまま生じざるをえない。

私たちは1994年に日本で批准され、憲法に次ぐ基本的性格を持つ子どもの権利条約に立ち返るべきである。そして、保育所建設対公園存続、すなわち、子どもの「保育を受ける権利か、公園で遊ぶ権利か」という子どもの利益の二分法を超えて、発達する主体的な子どもの地域における具体的な状況に応じて、子どもの最善の利益を生み出すプロセスを模索するべきである。

1-4. 発達する主体的な子どもの声を受け止めるとは

吉永（2014）は子どもの権利条約に基づき、発達する主体的な子どもの声を受け止めるプロセスを「いじめ問題」を例にとり、以下のように記述している。

「いじめ問題とは、こうした子どもの置かれている現実の背景や構造をも含む文脈的理解を通して、とらえられるべき性質の問題だ。したがって、その問題の解決イメージは、まず子どもが自分の気持ちや意見を表出して、耳を傾けられるなかで、問題の打開や解決に参加する主体として受け止められる—そういう意味ある他者との関係が開かれるところから具体化される」

公園の保育所転用問題で吉永(2014)の省察を敷衍すれば、世間のレッテルとは全く異なり、公園維持の訴えの理由に「子どもの声がうるさい」「高齢者に迷惑」「子どもは保護者に言わされているだけ」という事実はほとんど見られない(そもそも保育所は公園に隣接しており、子どもの声の問題は争点にすらならないケースがある)。

例えばAERA(2016年8月22日号)が報じた関東地方の自治体における公園維持派の主張は、保育所の増設には賛成だが、その中の公園が地域コミュニティの拠点であることを前提としている。つまりマスコミで「反対派」とされている人々の主張は「公園を残して、保育所をつくれ」ではなく、「保育所も公園も両立する道を模索したい」である。さらに言えば、「納得できる対話があれば、公園の転用も肯定する」という主張も確認されている。決して反対だけを唱えてはいない。

では、彼らが納得させてほしいと願った論点はなんだったのか。①トップダウンの政策決定がなされ、住民の合意形成をする時間がないまま、工事が行われることへの疑問、②保育所が建てられる地域に明らかな偏りがあり、待機児童が多い地域に全く建てられていない。これでは地域における負担の等分性に不公平である、③転用される公園は「地域に公園がなかったために公園をつくってほしい」という地主の希望により区が購入して、できた公園というケースもある。それを「法律的には今は区の所有する用地だから」という理由で転用してしまう道義的問題④公園のすぐそばに保育所を建てるために購入した土地がある。その規模の保育所では目標とする待機児童数に到達する大きさの保育所を建てられない理由で、その土地を公園の代替地として、公園を保育所に転用するのは都市計画の制度設計のミスではないかという批判、⑤時期をずらせば保育所転用地は別にあるのに、4月までに工事が間に合わないからという理由で「公園を転用するしかない」という結論になる。両立を目指すなら、緊急事態に対応する制

度と恒久施設の建設は区別し、時期をずらして保育所と公園の両立を目指すべきであるという意見、⑥急な保育士増設に、安全で質の高い保育ができるのか。保育士が集まるのかという保育の質に関する不安。

以上の6つの論点は、一定のエビデンスを持って展開しており、少なくとも住民エゴという内容ではない。これが「子どもの置かれている現実の背景や構造を含む文脈」である。しかし、通常2年で行うものを1年で行うという政治手法は「住民や子どもとの話し合いによる変更を一切認めない方法を選択する」ことに等しい。したがって、吉永(2014)が述べるような「子どもが自分の気持ちや意見を表出」する機会は時間的にも非常に限られており、「耳を傾けられる」ことはなく、声を上げた子どもたちは、全国から「問題の打開や解決に向けての参加する主体」どころか、全国や自治体から「親に言わされているんだろう」「譲り合いの精神を持って」「かわいそうだから、そっとしておいてやれ」と言われ続けた体験を積んだといえる。

意味ある他者である自治体の責任者は一度も姿を現さず、「譲り合いの精神が大切です」という趣旨の手紙が学校を通じて届く。「意味ある当事者との関係づくり」はなされていないと言える。

吉永(2014)は、子どもの心理的回復は、こうした子どもの意見表明と、それを受け止めるおとなの存在から始まることを指摘している。なお、当事者は「子ども」であり、支援者は「子どもの声を聞くおとなの当事者」である。

「支援者と当事者との相互・共同の主体としと主体の関係を具体化していくところに、その子どもの安心、あるいは内的抑圧の軽減、ささやかな欲求の充足、そして主体-外的抑圧を客体化しうるところの主体-の回復ができるものと考えられる」

この自治体のケースでは、公園を失った子どもの保護者は子どもの遊ぶ権利の喪失のアドボカシーとしての役割を担った。しかし、当事者である子どもの声を聞く自治体のおとなはいなかった。したがって、「子どもの安心、内的抑圧の軽減」は生じていない。吉永(2014)は以下のように続ける。

「有効な解決イメージは、(中略)二分法を超えて、子どもが発達し、成長する主体としての自己を回

復していくところに、そして子どもの参加を通して子どもの現実を少しでもより良く変えていくところに、求めうるのであって、体制の抑圧的な構造や関係に子どもを適応させて統合していくところに、『解決』が見出されるわけではない」

2018年9月現在、公園の代替地で遊ぶ子どもは非常に少ない。かつてその公園で遊んでいた子ども程、その傾向は強いだろう。公園の4割を保育所にして、6割を残した場所も同様である。子どもの声を受け止める自治体の存在がないという関係のなかで「困っている人がいるから、仲良く譲り合ってね」という子どもに配られた自治体のメッセージや、自治体があてがった代替地で遊ぶという「適応させて統合していく」ような手法を、子ども自らが拒否したと言える。公園を失った心理的回復は、自治体が子どもの声を正面から聞くことから始まる。「スクールカウンセラーを配置しているから、子どものストレス対策は大丈夫だ」という認識は根本的な誤謬といえる。真に求められているのは、ファシリテーターのもと、行政が子どもの声を聞き、子ども共感し、謝罪すべきは謝罪することである。その上で、子ども参加のもと、時間をかけて代替地を考えていく。すなわち、子どもと行政との修復的対話が求められている。

2. 豊かさの違いとエコロジカル・スポット

公園を保育所に転用することを肯定するにせよ、否定するにせよ、「豊かな子育て・子育て環境」を望んでいることは共通している。しかし、この「豊かな環境」の定義が異なる場合が多い。

「豊かな子育て・子育て環境」とは「最低限必要な社会施設が必要な数だけ揃っていること」という発想で定義することもできる。法が要求する社会資源がそろっていることの重要さは豊かさの前提と言える。この定義に基づけば、「いろいろ理屈はあるけど、法律に定められた十分な保育所を作ってから」という意見も成立する。

一方、「豊か」の意味を「安心できるネットワークの組み合わせが豊富」という発想で考えることもできる。ある子どもにとっては、社会性を学ぶ場所は「家庭と学校と塾」かもしれない。ある子にとっては家庭の役割りはずっと小さく、学校と公園とサッカーチームかもしれない。ある子にとっては家と町と塾かもしれない。全体としては安全

が前提となり、かつ組み合わせが豊富なこと。すなわち、社会資源のネットワークの組み合わせが柔軟で豊富なことを「豊かさ」ととらえる立場も成立する。

子育てNPOが盛んになったが、NPOの形になっているか、いないかではなく、安心の前提があり、肯定的なまなざしで子どもの育ちを見守るネットワークを子ども自身が自己発見するプロセスが大切である。なお、ここでいう社会資源とは社会施設とイコールではない。こうしたネットワークの組み合わせを重視して子育て・子育て環境を考える場合、保育所も含めて、子どもが育つ環境に存在するスポットの多様性がキーワードになる。

ここでは子どもたちがその場所で意味を見つける場所（点）をエコロジカル・スポットと呼び、エコロジカル・スポットが制度的にも巨大になった居場所をエコロジカル・ベースと呼ぶ。学校や保育所は公的なエコロジカル・ベースだが、エコロジカル・ベースはエコロジカル・スポットに支えられている。公園はその広さや歴史性、なによりも地域住民の愛着の大きさに応じて、エコロジカル・ベースともいえるし、エコロジカル・スポットとも言える。森で例えると、巨木がエコロジカル・ベースで、巨木の下に生えている木々がエコロジカル・スポットである。

豊かな子育て・子育て環境とは、エコロジカル・ベースとエコロジカル・スポットのネットワークといえるだろう。森に巨木だけあっても森林にはならないし、大きな木がなければ多様性は生まれない。木々の関係は相互依存的である。何かが大事で、何かはなくてもよいというまなざしで森を見ることはできない。エコロジカル・ベースとエコロジカル・スポットのネットワークを、エコロジカル・ネットワークと呼ぶ。核となるネットワークがあり、発達にしたがって、ネットワークは柔軟に自己組織化する。

エコロジカルという概念には「その人（子ども）が主体的な活動の中で意味を発見する」という意味と、「地域に開かれている」という意味が込められている。さらに、その場所で見出される意味のすべてをあらかじめ知ることができないという意味も「エコロジカル」という概念には含まれている。

3. エコロジカルなネットワークの持つ臨床心理学的な意味

森林が持つ意味は巨大で多様である。環境科学はその一部を明らかにしたが、森林の持つ意味のすべてが明らかにされるわけではない。そこには設計者や利用者の意図もあるだろうが、公園が生み出す意味のすべては測りきれない。それは活動の中で日々新たに生まれており、多様に展開するその意味の全てをあらかじめ知りつくすことはできない。この意味でエコロジカルという概念には「意味を生成し続ける存在」としての自然に対する畏敬も込められている。さらに言えば、自然の中で活動することによっていろいろな意味を見出していく人間もこの概念では肯定的に捉えられる。子どもの最善の利益の実現には「あれか、これか」ではなく、子どもを支えるエコロジカルな視点で、公園も保育所も両立するべきである。

エコロジカル・スポットで最も意味が生成される空間は公園に限らず、「地域に見守られた空き地」だろう。こうした空き地遊びの減少が子どもの問題行動と関係していることは幾人もの臨床心理学者が指摘している。経済や効率が優先される世界では不必要に映るかもしれないが、そうではない。木々が子どもを育むように、それは子どもたちを護ったとえる。木々一本の効果のエビデンスなどナンセンスである。心も含めた子どもの発達は経済効率を見るまなざしとは異なる。絵を描こうとする子どもにとって一番豊かな紙は白紙の紙であって、贅沢な千代紙ではない。

また保育理論の中で必須の要因は愛着である。愛着とは大切な事柄との情緒的な絆を意味する。保護者との愛着関係は重要だが、土地、学校、故郷、大好きだった作品、おもちゃなど、空間や物にも人は愛着を覚える。人を驚かすもっと簡単な方法は、慣れ親しんだ環境から移動させることである。それほど人間にとって慣れ親しんだ風景という当たり前の日常は、深い情緒の絆として生きることの核になっている。今日ある風景が明日もあり、今日ある家族の笑顔や怒る顔、おだやかな表情は明日もある。この当たり前すぎる当たり前の日常が最も子どものことを護っているのだろう。

公園や空き地に愛着を感じることは、土地だけでなく、その喧噪や子どもの声、足おと、木々の揺らめき、公園が織りなした四季。それらすべてを含めて愛していたのだろう。「そんなものは誰

にでもある」という意見もある。確かにそれは誰にでもある。その誰にでもあることが壊されたり、奪われたりすることがもっともつらい愛着喪失である。人間は土地にも町にも愛着を覚えながら生きている生き物であり、愛着対象を奪うのだから、反対もされるのが当然である。それは住民エゴという簡単な一言で済む問題ではない。愛着対象をなくした近隣住民が、それを悼む時間さえ与えられないで工事が始まるのは、たとえ合法だとしても心理的には残酷な仕打ちといえる。

吉永(2014)は子どもの権利条約に基づいた豊かな子育て・子育て環境について地域社会の役割を以下のように述べている。

「子どもたちの学びの資源は、子どもたちが日々暮らす地域社会から汲み取られ、その関係を通して豊かに創出されうる。(中略)自治体はこうした学校と地域社会との媒体となる機能を持っている。ただしそれは首長や議員による政治的介入とは峻別されるものだ。地方自治体の重要な意義は、地域の暮らしに根ざした総合的な子ども施策を推進することにある」。

待機児童の数も実態も公園の利用も愛着も、地域コミュニティごとに個別に検討するべきであり、そのうえで、総合的な子ども施策を構築するべきである。換言すると、胎児期から青年期前期までのすべての時期が等しく重要であり、発達のいずれかの時期を犠牲にして、いずれかの時期を重視する政策をとってはならない。緊急の保育所不足があるならば、自治体は緊急に保育所を増設しなければならない。同時に、緊急の保育所不足は緊急の公園の不足、学童の不足、学校開放の不全、放課後等の居場所支援の緊急の拡大を同時に意味している。保育所を壮絶するのなら、同時に、(一部の「選ばれた市民」だけでなく)地域の子どもの意見を聞きながら「遊び場」を増設し、公園や広場を増やし、学校開放の施策を緊急に展開するべきである。エコロジカル・スポットの多様な組み合わせ、すなわち「子育て・子育て環境のエコロジカル・ネットワークを地方自治体で人的にも制度的にも対話に基づき創出すること」が、地方自治体で子どもの利益が衝突した際、最善の利益を探索する基本的視座である。それはユニセフによる「子どもにやさしいまち」と矛盾しない。

4. 緊急事態レトリックとソーシャルフロー —対話と社会的抑圧性—

確かに待機児童問題は緊急の課題だが、それは既存の地域コミュニティを不安に陥れたり、住民間の対立をあおるような結果を生んではならない。地方自治体が対話に基づき、その地域に生活している子どもの最善の利益を損ねない形で待機児童解消に尽くるのが政策立案の根本精神である。

しかし、待機児童の解消を「緊急事態」というレトリックのもとで、対話する時間を与えずに施行される「合法的」な工事の施行は生権力性（中山、2010）を帯びる。結局のところ、この「待機児童・緊急事態」レトリックの暴力性の本質は何か。再び、吉永（2014）のいじめ解消論に戻りたい。

「いつの間にか、日本は為政者の独善をもって憲法までも、易々と解釈変更できる国になってしまっている。『対話の扉は常に開いている』などと公言しながら、現実を丁寧に見ようとしない。そうして『はじめに結論ありき』の手法が強引に進められていく。この対話が成り立たない不条理の現実、いじめの問題をめぐる状況にも重なって見えてくる。

まず現実の状況を、丁寧にみる必要があるのだ。『丁寧にみる』とは、さまざまな他者とともに見るということでもある。立ち位置が違えば、見え方も異なる。おとなには見えていない、子どもにしか見えない現実も、少なからずある。そこで、人々の多様な視覚とそこから生まれる差異を、人間の相互的で共同的な主体と主体の関係へと止揚して、より豊かな関係性へと変換していく—そんな営みが求められる。『丁寧にみる』とともに『丁寧に聞く』ことが必要となる。『対話』とはそんな実践だと思える」

緊急事態レトリックでは、吉永（2014）が指摘する「『はじめに結論ありき』の手法が強引に進められていく。この「対話が成り立たない不条理の現実」こそ、「緊急事態レトリック」が持つ抑圧性だろう。住民説明会でいかに時間を取ったとしても、「変化を許さない一方向的な伝達」という抑圧の構造に住民や子どもの声を統合しようとする点において、抑圧性は存在する。

無謬の政策は存在しない。政策が間違ふことは珍しくはないし、それを改善するのが行政システ

ムの本質と言える。政策が公表され、議会の承認を得た後、大きな問題点に気づくことは可能性として、あり得る。しかし、問題点の大きさに気付くにつつ、強引なことも承知しつつ、ひとたび決定された政策の実行が誰も止められないことを、ここではソーシャルフロー（Social flow）と呼ぶ。ソーシャルフローがひとたび生じると、自治体の長でもその政策を止めることは難しい。ソーシャルフローは個人の思惑を超え、対話に対して抑圧性を持つ社会傾向と定義できる。「保育所か、公園か」ではない。「待機児童を持つ保護者に味方する行政対幼稚園の子どもを通わせる母親」でもない。「育つ権利か、遊ぶ権利か」でもない。「学童か、放課後の居場所等事業か」でもない。その思考自体、すでに地域分断・二分法的な緊急事態レトリックにからめとられている。吉永（2014）は抑圧構造に統合されることのない対話を、パウロ・フレイレから以下のように引用している。

「真の対話は、批判的思考を含まない限り存在しえない。その思考は、世界と人間の不可分の結び付きを認め、その二分法を許さない思考である」（パウロ・フレイレ：小沢訳）

待機児童における「緊急事態」が「時と条件と人数」を区切り、対話のない一方向的な伝達のなかで施行される時、それは合法的かもしれないが、地域社会を抑圧する手法である。今、これを「緊急事態レトリック」と呼ぶ。緊急事態レトリックにより公園を失った地域コミュニティは、「木だって、生きていますよ」と叫んだ子どもの声に応えるために、地方自治体に何を求めなければならないだろうか。吉永（2014）の以下の言葉を本稿の結論としたい。

「学校であれ、地域社会であれ、対話の実践を促し支える仕組みが、私たちの市民社会に求められている」（吉永、2014）。

引用文献

- 小林美希（2016）保育連載（2）保育園が建てられない AERA 8月22日号。
- 中山元（2010）フーコー 生権力と統治性 河出書房新社
- 吉永省三（2014）いじめ問題の解決イメージと学校・

地域社会のアプローチ 子どもの権利研究, 98
-102.

パウロ・フレイレ (1979) 抑圧者の教育学 (小
沢有作他訳) 亜紀書房